

## 目的外使用について

### 1 目的外使用とは

大阪市区役所附設会館は、コミュニティ活動の振興並びに地域における文化の向上及び福祉の増進を図るとともに、市民の集会その他各種行事の場を提供することにより市民相互の交流を促進し、もって連帯感あふれるまちづくりの推進に寄与することを目的とする施設（行政財産）です。

行政財産は、原則として、施設の目的外である公告の掲示や物品の販売などの用途に使用することができませんが、施設本来の用途をまたは目的を妨げない限り、大阪市から使用許可を得た上で、所定の使用料を支払うことで、目的外使用を行うことができます。

### 2 自動販売機設置に係る目的外使用について

平成 25 年度から館内の自動販売機設置に関しては、市及び区の方針に基づき、公募により事業者を選定し、当該事業者への目的外使用許可を行っています。